健康保険税)

/納付書の再発行、

固定資産税・都市計画税、軽自動車税、

市役所の土 窓口開庁実施中

市では、仕事などで平日に市役所に来庁できない方などのために、平成15年4月から土・日窓口開庁 を行っています。土・日曜日の窓口開庁を行う課と主な取扱業務は次のとおりです。ぜひご利用ください。

午前8時30分~午後5時15分(正午~午後1時を除く。受付は午後5時まで) ※土・日曜日については、正午~午後1時の間、業務の取り扱いができませんのでご了承ください。

- ※祝日と12月29日~1月3日は、閉庁します。
- ※祝日が土・日曜日と重なった場合は開庁します。

市計画稅 収納窓口事務

軽自動車税、国民健康保険税、 / 納税証明書の交付(市・都民税

介

(市·都民稅

固定資産税・都

■納稅課

護保険料)

※土・日曜日における窓口業務については、平日の業務と同様には取り扱えないものもあります。詳し くは各担当課にご確認ください。

> 帳の交付 行の許可(市内在住者のみ)/母子健康手 ります。)/住民票の写し、印鑑登録、 民基本台帳カードの発行/自動車臨時 鑑登録・廃止の申請/戸籍届出の受領、 籍謄本・抄本などの各種証明書の交付) 転入・転出・転居などの住民異動届の受付 (証明書を即日に発行できない場合があ 住 印

免除 の申請受付/年金受給者の住所変更届 険者証や各種受給者証の再発行/年金の 金の貸付申請の受付/国民健康保険被保 高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の支 合は、 給申請受付/高額療養費、出産育児一時 い場合や、 (一般・学生特例)、 後日の対応となります。)/療養費、 関係機関への確認が必要な場

児童手当、

児童育成手当、

乳児育成手当

■子育て支援課

ブに関する相

テイ申請受付/その他保育園、学童クラ

市民課

書などを含む)/土地台帳・家屋台帳、 税台帳記載事項証明書の交付 特殊自動車の登録・廃車/固定資産税課 書の交付/原動機付自転車および小型 閲覧/市・都民税の課税(非課税) から5月末まで)/固定資産課税台帳 籍図の閲覧/償却資産の申告受付 市・都民税申告書の受付 一地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 /固定資産税の (評価 (4月 証明 証 地

はがきの交付 (国民年金・厚生年金用

年金手帳再交付

費助成制度、

ひとり親家庭医療費助成

度の申請受付

児童扶養手当の申請受付/乳幼児医療

に関すること 生活保護に関する相談

種手当、 度の申請受付 保健福祉手帳に関する手続きなど/各 身体障害者手帳、 助成制度の申請受付/支援費制 愛の手帳、 精 神障害者

障害福祉課

社会福祉課

/民生・児童委員

高齢福祉介護課

等認定申請受付/介護保険給付申請受付 と/じゅらく苑、 齢者福祉サービスの相談、 高齢者の総合的な相談に関すること/高 、介護保険サービス利用者助成申請受付 ⁄ 配食サービス利用券の販売/要介護 いこいの里利用者証の発 申請に関するこ

■ 会計課

の使用料の納付受付 の税金、 上下水道料および 保育料など

※納付の際は、必ず納入通知書をお持ち えません)。 ください(納入通知書がないと取り扱

※国民年金、 いできませんのでご注意ください。 食費などの収納金については取り 都税、 国税、 他 市 0 税 扱 給

■教育総務課

更届の受付 更を伴わない住所および氏名などの変 あらかじめご了承ください。) /学区変 学校での手続きが必要となりますので、 の受付(これらの届出については、後日 転入学届、 (土・日曜日に限り1 入学願書 (外国籍児童・生徒) 階で受付します)

■相談

※詳しくは20ページをご覧ください。 法律相談/教育相談 (教育相談室で実施)

喪失手続(住民異動届の手続きが完了し

料

育成料納付受付/乳幼児ショ

国民健康保険、老人保健、

国民年金の加入、

保育園、学童クラブ入所申請受付

保育

児童課

保険年金課

国民年金制度が4月から変わります

昨年6月に成立した年金制度改正に関係して、 4月から制度から変わります。

国 民年金保 険料が 変更され ŧ

す

とが決定されています。 保険料の引上げが行われるこ 60円の引上げとなります。 額で280円、年間にして33 れました。昨年と比較して、 月額1万3580円に改正さ 3月までの国民年金保険料が、 保険料は月額1万3580円 平成17年4月から平成18 なお、平成29年度までは毎年 月 6か月前納(×2回) 1年前納 161,640 円 160,070円 (80, 820 円× 2 回) 【1, 320 円】 166, 400 円 (83, 200 円× 2 回) (160, 070 円× 1 回) 【2, 890 円】 164, 780 円 (164, 780 円×1回)

替で納める場合はさらに割 年間支払額と比較した場合 引きがされます。 の割引額です。また、口 は、それぞれ月払いでの |座振 月払い

> 31 国民年金保険料の 制度ができました U 座振 替 に よる 割

^{*}早割り ^{*} 利用で月額40円の割引

受けられます。 と月前に保険料をお支払いただくことにより、割引が 保険料を口座振替で納める方を対象に、 通常よりひ

す。これをその月の保険料をその月末振替に変更す ることにより、月額40円の割引が受けられます。 ※すでに口座振替を利用されている場合は、早割り 用の初回のみ2か月分を納めていただくことにな 通常、その月の保険料は翌月末日に口座振替され ますのでご注意ください。 利 ま

【2,980円】

3

若年者納

付猶予制度が

で

きまし

た

6

※金融機関の窓口でお申し込みください。

【1,360円】

30歳未満の方を対象にした免除制度 (納付猶予制度)

付が猶予されます。 配偶者の所得が一定以下の場合、 経済的に保険料の支払いが困難な方で、本人および 申請により保険料納

162,960円

(13,580 円× 12 回)

167, 760 円

(13, 980 円× 12 回)

従来の免除(全額・半額)制度との違い

②同居の世帯主の所得審査がありません ※市役所保険年金課で申請してください。 ①承認された期間は、受給資格期間には算入されます 年金額への反映はありません。

定額

付加込み

保険料免除の基準が一部緩和されました

単身世帯を中心に、 保険料免除の所得基準が緩和

※市役所保険年金課で申請してください されます。旧基準で却下とされた方も再申請できます の免除申請からは、 特に厳しい基準となっていました。平成17年4月以降 従来の免除基準は、 緩和された免除基準で所得が審査 扶養親族がいない単身世帯には

5 特例高齢任意加入対象者が拡大されました

昭和40年4月1日以前生まれの方までが加入可能

加入できる制度です。 ない65歳以上70歳未満の方が、希望により国民年金に この制度は、老齢基礎年金の受給資格を満たしてい

以前生まれの方」までに拡大されました。 加入対象者とされていましたが、「昭和40年4月1 従来は「昭和30年4月1日以前生まれの方」までが

※市役所保険年金課で加入手続きをしてください。

られ 第3号被保険者の 、ます 届出 の特例 が 認 め

国民年金第3号被保険者の届出漏れを救済する特例 措置の実施

この特例措置により、保険料納付済期間、として取り 扱われることになります。 届出漏れのため、保険料未納扱い、とされる期間

退職された場合などは社会保険事務所が届出先です。 が必要です。届出先は配偶者の勤務先です。すでに 社会保険庁がすでに把握しているものを除き、

年金 の 制度改正のほかに 次 の 制度もで きま L

月から特別障害給付金制度がスター

かったことにより、 障害者の方を対象とした福祉的給付金制度です。 年金の1級または2級相当の障害の状態にあると ていなかった期間中に初診※があり、 制度は、 次の①②のいずれかであって、 国民年金の任意加入期間に加 障害基礎年金等の受給ができな 現在障害基礎 任意加入し

※6歳までに当該障害状態に該当された場合に限 認められる方

た

①平成3年3 月以 前 玉 民 年 金任 意加 入対象であ

②昭和61年3月以 た厚生年金保険等に加入していた方の配偶者 前 玉 金任 意加入対象で

|給額 請求された翌月分から支給されます。 (※1) …障害の原因となる傷病について初めて医 または歯科医師の診療を受けた日

師

請求先・問合せ

保険年金課国民年金係(認定や支払

いは社会保険庁が行います。

※必要書類の取得までに長期間を要することが

あ

ますので4月中に市役所でご相談ください。

必要書類 ※収入や年金受給等による支給制限があります。 1級該当::月額5万円 請求書、年金手帳、 2級該当…月額4万円 診断書、 所得状況届

※65歳が間近な方やすでに65歳を超えている場合に は特例があります。

険年金課で請求手続きをしてください 求手続き 他 の証明書など 65歳に達する日の前日までに市 役所

羽材市長選挙

4月24日は市長選挙の投票日です

告示日 4月17日(日)

立候補届出受付 午前8時30分~午後5時

投票日 4月24日(日)午前7時~午後8時

選挙会(開票) 4月24日(印)午後9時からスポーツセン ターで行います。

投票所入場整理券は告示日4月17日以降に郵送します。

■投票日当日、都合の悪い方は期日前投票を

投票日当日、仕事や用事などで都合の悪い方は、期日 前投票をご利用ください。

期 4月18日(月)~23日(土) 間

時 間 午前8時30分~午後8時

会 場 市役所東庁舎2階203会議室

持ち物 入場整理券(届いていない場合や忘れた場合は、 受付へお申し出ください。)

※告示日当日(17日)は投票できませんのでご注意くだ さい。

■入院中の方などは不在者投票を

病気などで入院中の方や、老人ホームなどの施設に入 所していて投票日に投票所に行けない方は、その病院・ 施設が都道府県の選挙管理委員会の指定施設であれば、 施設内で投票できます。投票を希望される場合は、施設 の責任者に申し出てください。施設内での投票期間は、 期日前投票と同じです。

■候補者を知るには

候補者の選挙運動用ポスターは、市選挙管理委員会が 設置する「公営ポスター掲示場」に掲示されます。ポス ター掲示場は市内72か所に設置します。

■選挙公報

候補者の政見や略歴などを掲載した選挙公報を、4月 23 日までに各世帯に配布します。

また、市内の主な公共施設でもご覧いただけます。 利用ください。

問合せ 選挙管理委員会

し尿汲取りの申込先・申込時間が4月1日から変わります

4月1日 金からし 尿汲取りの申込先が「市役所生活環境課」から「し 尿汲取受付センター」に 変わります。申込時間が変更しますので、ご注意ください。

※し尿汲取り日(月・水・金曜日の平日のみ)は変更ありません。

申込み 電話でお申し込みください。

申込場所 し尿汲取受付センター(粗大ごみ受付センターと共有電話) ☎ 570-7733

申込時間 月~金曜日の午前9時~午後5時

※汲取りの申込みは事前予約制です(当日汲取りはできませんのでご注意ください)。

※早めの汲取りを希望される場合は、汲取り希望日(月・水・金曜日のいずれか)の前日の営業 日の午後3時30分までに申し込んでください。

申込事項

- ①汲取る場所の住所、氏名(現場名)をお伝えください(仮設トイレの場合は、電話申込みのほ かに、設置している場所の地図と汲取りを行うトイレの数をファクス『FAX 554-7889』で送付し てください)。
- ②請求先の住所(郵便番号)、氏名(会社名)、電話番号をお伝えください。
- ③支払は月末締めで翌月15日に納付書を送付します。お近くの指定金融機関でお支払いください。
- ※生活保護世帯などのし尿汲取り手数料減免対象世帯の方は、今までどおり、市役所生活環境課 で申請および受付予約をしてください。
- ※申請の際は印鑑をお持ちください。

問合せ 生活環境課生活環境係

市民相談をご利用ください

❖ 登記相談 ❖

相続・遺言または、生前贈与などにより土地 や建物の名義変更に伴う登記の方法や隣地の 境界問題などの相談をお受けします。4月5日 火から予約を受け付けます。

日 時 4月13日(水)午後1時30分~4時30分

会 場 市役所1階市民相談室

対 象 市内在住の方優先(個人・先着順)

費 用 無料

❖ 交通事故相談 ❖

4月から交通事故相談の相談時間と申込方 法が変更になりました。

相談日 原則毎月第一水曜日

相談時間

午後1時~4時→午後1時30分~4時30分 また、今までは先着順でしたが、予約制で4組 までお受けします。

4 月 4月6日(水) (4日(月)から予約受付)

5 月 5月11日(水) (6日(金)から予約受付)

会 場 市役所1階市民相談室

対 象 都内在住の方

費 用 無料

月に1回手話通訳奉仕員がお待ちしています

聴覚障害をお持ちの方が市役所に来庁され、申請などに手話通訳を必要とされるとき に、手話通訳奉仕員がお助けします。

手話通訳を希望される方は、1階案内窓口へお越しください。

配置日 毎月第1木曜日(5・11月のみ第2木曜日)

配置時間 午前9時~正午

問合せ 広報広聴課市民相談係